

岐阜工業高等専門学校教育後援会会則

制 定 昭和 38 年 4 月 22 日

最終改正 令和 元年 5 月 25 日

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、岐阜工業高等専門学校教育後援会と称する。

第 2 条 本会は、事務所を岐阜県本巣市上真桑 2236-2 岐阜工業高等専門学校内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、岐阜工業高等専門学校学生（以下「本科生」という。）及び岐阜工業高等専門学校専攻科学生（以下「専攻科生」という。）の勉学環境の向上を助成し、工業技術と学校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学校の諸設備の充実に関する事業
- 二 本科生及び専攻科生の福利厚生に関する事業
- 三 本科生、専攻科生及び教職員の勉学及び研究の援助に関する事業
- 四 その他必要な事業

(会 員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 正 会 員 本科生及び専攻科生の保護者。ただし、留学生の保護者を除く。
- 二 賛助会員 本会の趣旨に賛同して、入会を希望する者

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1 名
- 二 副会長 若干名
- 三 理 事 若干名
- 四 評議員 若干名
- 五 地区理事 次の地区割りごとに若干名
 - イ 岐阜地区
 - ロ 西濃地区
 - ハ 飛騨地区
 - ニ 東濃地区
 - ホ 美濃・可茂地区
 - ヘ 愛知地区（愛知県）
 - ト 滋賀地区（滋賀県）

六 監 査 2 名

2 役員の職務は次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 三 理事は、本会の重要案件を審議する。
- 四 評議員は、会長の要請に応じて、必要な事項を審議する。
- 五 地区理事は、地区別保護者懇談会を企画し、地区内会員の連絡調整にあたる。
- 六 監査は、会計を監査する。

(役員を選出)

第 7 条 役員は、次の方法によって選出する。

- 一 会長及び副会長は、総会において選出する。

二 理事，評議員，地区理事及び監査は，総会の議を経て，会長がこれを委嘱する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は，1年とする。ただし，再任を妨げない。

2 欠員補充のため，役員となった者の任期は，前任者の残任期間とする。

3 役員は，任期満了になっても後任者が決定するまでは，その職務を執行しなければならない。

（名誉会長）

第9条 本会に総会の議を経て名誉会長を置くことができる。

（顧問）

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は，総会の議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は，本会の運営について会長の諮問に応じる。

4 顧問は，総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

（会議）

第11条 本会の会議は，総会及び役員会とする。会長は，会議を招集し，議長を指名する。

2 総会は，会員をもって組織し，定期総会を毎年度1回開催し，役員の選出，予算及び決算等の重要事項を審議決定する。ただし，会長が必要と認めたときは，臨時総会を開催することができる。

3 総会は，会員の総数の過半数の出席（委任状提出者を含む。）をもって成立する。

4 役員会は，役員をもって組織し，総会に上程する議案及び重要事項を審議する。

5 役員会は，役員の総数の過半数の出席（委任状提出者を含む。）をもって成立する。

6 会長が緊急必要と認めたときは，役員会をもって総会に代えることができる。

7 総会及び役員会の議事は，出席者の過半数をもって決する。なお，可否同数の場合は，議長がこれを決する。

（地区別保護者懇談会）

第12条 本会の目的を達成するため，第6条第1項第5号に定める地区割りごとに，地区別保護者懇談会を開催する。ただし，会長が必要と認めたときは，複数の地区で合同で開催することができるものとする。

2 地区別保護者懇談会は，岐阜工業高等専門学校関係者と地区の正会員で構成する。

3 地区別保護者懇談会の開催にあたり，地区理事の下に地区委員を置き，会長が委嘱する。

（運営費）

第13条 本会の経費運営費は，入会金，会費，寄付金，その他の収入をもってこれに充てる。

（入会金）

第14条 本会の正会員となる者は，入会金として12,000円を入学時に納入するものとする。

ただし，第4学年編入学生及び専攻科生に係る入会金の額は4,800円とする。

2 前項の規定にかかわらず，2名以上の本科生が同時に在学することとなる場合には，第二子以降の学生に係る入会金の納入は免除するものとする。

（会費）

第15条 正会員は，会費としてその学生1名につき年額22,000円を納入するものとする。ただし，休学者に係る会費は免除とし，復学者に係る会費については，年額の十二分の一に相当する額に復学日以降の月数（一月未満の端数があるときは，これを一月とする。）を乗じて得た額を納入するものとする。

2 会費は，新たに入学する者にあつては入学時に，在学する者にあつては年度始めの指定する日までに納入するものとする。

（寄付金）

第16条 賛助会員は，寄付金を随時納入することができる。

（入会金等の返還）

第17条 既納の入会金及び会費は，返還しない。

（会計年度）

第18条 本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(協力依頼)

第19条 会長は、本会の運営を円滑に行うため、岐阜工業高等専門学校教職員に協力を求めることがある。

(会則の改廃)

第20条 この会則の改廃は、総会の議を経なければならない。

(事務局)

第21条 本会に事務局を置き、本会の事務処理を行う。

2 事務局には職員を若干名置き、必要に応じ、事務局長を置くことができる。

3 事務局長は、本会の事務を掌握する。

(細 則)

第22条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和38年4月22日から施行する。

附 則

この会則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正会則は、昭和49年4月1日から施行する。

2 この改正会則の施行の際現に、本校に在学する者に係る会費の額は、この改正会則第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正会則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正会則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この改正会則の施行の際現に、本校に在学する本科生に係る会費の額は、この改正会則第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正会則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正前の岐阜工業高等専門学校教育後援会会則第17条から第19条までの規定により積み立てられた基金は、改正規定にかかわらず当分の間、従前のとおり取り扱うものとする。

附 則

この改正会則は、平成19年5月13日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成20年5月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正会則は、令和2年4月1日から施行する。

岐阜工業高等専門学校教育後援会細則

制 定 昭和 42 年 4 月 1 日

最終改正 平成 20 年 5 月 11 日

第 1 条 岐阜工業高等専門学校教育後援会会則第 2 2 条の規定に基づき、この細則を定める。

第 2 条 会員又は学生が死亡した場合には、別表の基準により弔慰金を贈る。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めた場合には、別に弔慰を表すことができる。

第 3 条 学生が不慮の事故により重大な災害を受けた場合には、見舞金を贈ることができる。

第 4 条 役員として、教育後援会活動に尽力し功労が特に顕著であると、役員会において認められた会員については、次の各号により表彰を行うものとする。

一 表彰の時期 原則として総会の日

二 感 謝 状 別記のとおり

三 記 念 品

第 5 条 この細則に定めるもののほか、会長が特に必要と認めた場合には、その都度措置する。

附 則

この細則は、昭和 42 年 4 月 1 日より施行し、昭和 41 年 11 月 1 日より適用する。

附 則

この細則は、昭和 48 年 4 月 1 日より施行し、昭和 48 年 4 月 1 日より適用する

附 則

この細則は、昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 6 条別表第 2 に規定する餞別計算基準については、昭和 56 年 4 月 8 日より適用する。

附 則

この細則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 5 月 11 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

弔 慰 金 基 準

区 分	会 員	学 生	
		学校管理下における死亡	左記以外の死亡
金 額	30,000 円	50,000 円	30,000 円

別記（第4条関係）

感 謝 状

氏 名 殿

あなたは多年にわたり熱心に教育後援会活動に尽力されました
よって会員の総意をもって感謝状ならびに記念品をお贈りして感謝の意を表します

年 月 日

岐阜工業高等専門学校

教育後援会会長

氏 名 印